

固定資産 地価公示価格の7割へ 税負担は急に増えませぬ

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している人に、その資産価値に応じて課税される税です。土地・家屋の評価額は、3年に一度見直しが行われ本年度はその年に当たっています。

平成6年度の評価替えから土地の評価は、地価公示価格の7割程度を目標に、評価の均衡化・適正化を図ることにしました。

今回の評価替えで、向日市では土地の評価額が5〜6倍になっていきます。これによって、税額が急に増えないように次のような調整措置が講じられます。

(1)住宅用地の課税標準の特例措置の拡充(表1)

固定資産 課税台帳の縦覧
4月1日(金)〜20日(水)
縦覧ができる人は、納税義務者が納税管理人および代理権を有する代理人(委任状が必要)に限ります。印鑑を持って税務課へお越しください。
縦覧時間は、土曜・日曜を除く午前8時30分〜午後5時。

春休みおはなし会プラスコンサート

絵本と音楽の世界へ

3月25日(金)、向日市立図書館で、恒例の「春休みおはなし会プラスコンサート」が開かれました。

この催しは、低学年と高学年の部に分けて行われ180名の子供たちが春休みの一日を楽しみました。

絵本によるお話や紙しばいが披露されると、子どもたちは目を輝かせながら物語の世界に浸っていました。



絵本によるお話を楽しむ子どもたち

家庭児童相談コーナー

お子さんについてご心配のある人、どんな相談にも応じます。

▶日時 毎週月曜日〜金曜日
午前10時〜午後4時

▶場所 家庭児童相談室(市役所内)
☎933-1199

緑あふれるまちに！ 15周年記念し桜を植樹



ガールスカウトたちといっしょに桜の植樹を行う協議会のみなさん

向日市民憲章推進協議会は、設立15周年を記念して、このほど、市民体育館横の市民ふれあい広場で、しだれ桜の植樹を行いました。

同協議会は、昭和54年2月設立以来、各種団体の連携協力のもと、心ふれあう豊かなまちづくりを目指し、憲章の普及と実践活動に努めています。

この日はあいにくの雨の中、メンバーら20人は広場周辺を清掃した後、市民の木である「桜」をみんなで植えました。

負担調整措置の実施
以上の措置により、各年度の固定資産税は(算式1)により計算されます。

また、家屋についても耐用年数の短縮、すでに課税されている家屋の3%以上の減価が行われます。

これらにより、一般的なモデルで計算してみると、平成6〜8年度の税額は(表3)のようにになります。

▽お問い合わせは、税務課固定資産税係(内線225)へ。

(表1) 課税標準の特例措置 ()は改正前

区分	固定資産税	都市計画税
一般住宅用地	3分の1(2分の1)	3分の2(なし)
小規模住宅用地	6分の1(4分の1)	3分の1(なし)

(算式1)

前年度の課税標準額×負担調整率(表2)×税率=当年度の税額

(表2) 負担調整率 (※評価の上昇割合は6年度評価額を、原則として3年度評価額で除したものを)

区分	評価の上昇割合	負担調整率	評価の上昇割合	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下	1.05	6.75倍を超え〜15倍以下	1.15
	3.6倍を超え〜4.8倍以下	1.075	15倍を超えるもの	1.2
	4.8倍を超え〜6.75倍以下	1.1		
非住宅用地	2.4倍以下	1.05	4.5倍を超え〜10倍以下	1.15
	2.4倍を超え〜3.2倍以下	1.075	10倍を超え〜18倍以下	1.2
	3.2倍を超え〜4.5倍以下	1.1	18倍を超えるもの	1.25

(表3) 税額計算例(小規模住宅用地) 固定資産税の税率1.4% 都市計画税の税率0.25%

項目	土地(住宅の敷地150㎡)	家屋(昭和7年築・木造100㎡)		
平成5年度評価額(円)	6,600,000(44,000/㎡)	4,700,000(47,000/㎡)		
平成6年度評価額(円)	34,500,000(230,000/㎡)	4,559,000(45,590/㎡)		
評価の上昇率	5.2倍			
評価の上昇率	3%の減価			
税額(円)	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
土地	固定資産税 23,100	25,400(10%)	27,600(10%)	30,700(10%)
地	都市計画税 16,500	17,300(5%)	18,100(5%)	19,100(5%)
家	固定資産税 65,800	63,800(△3%)	63,800(0%)	63,800(0%)
屋	都市計画税 11,700	11,300(△3%)	11,300(0%)	11,300(0%)
合計	117,100	117,800(0.6%)	121,100(2.8%)	124,900(3.1%)

(注)内は上昇率

2歳未満の乳幼児に 医療費助成制度

2歳未満の乳幼児の医療費を助成しています。医療機関の窓口での支払いは、入院・外来とも1ヵ月2000円となります。

▼対象(次のいずれにも該当すること) (1)市内在住で、住民登録か外国人登録をしていない2歳未満の乳幼児 (2)健康保険に加入していること

▼助成の期間 満2歳の誕生日の末日まで

▼申請手続 印鑑・健康保険証を持って、福祉保健部児童家庭課(内線344)へ。

▼申請できる人 級、視覚1〜2級、心臓・腎臓・呼吸器1級、療育手帳A判定の障害者を持つ人。

▼申請・お問い合わせは、社会福祉課障害者福祉係(内線347)へ。※身体障害者手帳が療育手帳、印鑑を持参してください。



福祉タクシー 利用券の申請

平成6年度向日市福祉タクシー利用券の申請を受け付けています。

対象は、下肢・体幹1〜3



申請 母子家庭・交通遺児奨学金 受付 無認可保育所入所見補助金

■向日市母子家庭福祉補助金 20歳未満の子供のいる母子家庭を対象に、水道料金とくみとり料の基本料金を補助します。

■京都府母子家庭奨学金 高校生以下の子供のいる母子家庭を対象に、幼児1万円・小学生以下の子供のいる母子家庭を対象に、幼児1万円・小学生1万8000円・中学生3万6000円・高校生5万4000円(いずれも年額)を支給します。

■無認可保育所入所見補助金 無認可保育所に満3歳未満の乳児を預けている人を対象に月額1万円(出席日数が月に15日以下の場合、5000円×日数分)を補助します。

▽申請は、4月28日(木)までに福祉保健部児童家庭課(内線344)へ。

4月10日(日)は 京都府知事選挙

忘れずに投票しましょう!

投票できる人
日本国民で次の要件を満たす人
(1)年齢要件 昭和49年4月11日以前に生まれた人
(2)住所要件 平成5年12月23日までに向日市に転入届出を行い、引き続き向日市に居住され、住民基本台帳に記載されている人
※転出者は、投票できる人とできない人とがあります

向日市選挙管理委員会事務局
(内線 510・511)

少年少女 バレーボール教室 体操教室

▶対象 小学4〜6年生の男女
▶期間 4月23日(土)〜翌年3月2日(土) 土曜日 午後3時30分〜5時30分
▶参加費 14,000円(申込時に7,000円納入)
▶定員 バレーボール教室 20人 体操教室 40人

▶申込み・お問い合わせ 向日市民体育館 ☎932-5011

向日市 サラトガ市 交換学生募集中

向日市の姉妹都市であるサラトガ市へ、今年も5人の学生を派遣します

■派遣先 アメリカ合衆国カリフォルニア州サラトガ市
■資格 市内在住の高校2年〜大学生(専門学校含む)サラトガ市交換学生の受け入れができること
■期間 8月1日(月)〜12日(金)の予定 ※サラトガ市からの来日は、8月16日(木)〜26日(金)の予定
■費用 航空運賃約23万円(内10万円補助)・その他雑費・交換学生の受け入れ費用
■選考 4月24日(日)午前9時30分〜正午 作文・英語・面接
■申込み 4月20日(木)までに秘書広報課(内線251)へ。申込書は、市内の公民館・コミセンで配布

サラトガ市は、サンフランシスコの南80kmにあり、人口約3万人の閑静な住宅街。気候は温暖で湿度は低く、夏でも夜間は涼しい

